令和９年度

保育所入所案内



上板町立さくら保育所

〒７７１－１３３０
板野郡上板町西分字日吉前２０－１
ＴＥＬ　０８８(６９４)８１８０
ＦＡＸ　０８８(６９４)８１８２

令和９年４月より入所を希望する児童の受付を次の日程により実施致します。

受付期間　**令和８年１１月２４日(火)　～　１２月４日(金)**

午前８時３０分 ～ 午後５時（土・日・祝日は除く）

（受付期間終了後の申し込みは、受付できません。）

受付場所　**上板町立さくら保育所**

１　申し込みから入所まで

入所申込

令和８年１１月２４日から令和８年１２月４日（土･日･祝は除く）までの期間内に必要書類を揃えて、さくら保育所に提出してください。

期限を過ぎての申し込みは、受付できません。

↓

面　接
健康診断

４月入所児は、１月下旬頃にさくら保育所で実施予定（後日案内書を送付）面接日に校医による健康診断を実施します。

途中入所で申し込みをされた方は、受付の時点で入所は決定していません。入所が決定した場合は、入所前の月初めに保育所より連絡をいたします。（面接、健康診断は、入所の前月に行います。）

↓

入所決定

３月中旬頃に文書にて入所承諾書を送付予定

↓

入　所

令和９年４月１日（水）（入所式・クラス説明会）

２ 保育所とは

保育所は、「保護者が働いている」「保護者が病気の状態にある」「病人の看護している」など、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わってお子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に（養護と教育）を行う施設です。

★「下の子の保育に手がかかる」「友達がいないから」「集団生活を経験させたい」などの理由で入所することはできません。

３ 支給認定について

※認定区分

認定は３つの認定区分に分けられます。

１号認定　　教育標準時間認定

満３歳以上で、幼稚園へ入園希望する場合

２号認定　　保育認定（保育標準時間・保育短時間）

満３歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

３号認定　　保育認定（保育標準時間・保育短時間）

満３歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合

４ 保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）

※利用時間の区分

就労時間や認定要件により①保育標準時間と②保育短時間に分かれます。

① 保育標準時間：１日最長１１時間　平日：７時１５分～１８時１５分まで

（就労時間…１か月１２０時間以上）

7:15	8:30		17:15	18:15	19:00
早朝保育	原則的な保育時間（8:30～17:15）			延長保育（保育料有）	

② 保育短時間：１日最長８時間　平日：８時３０分～１６時３０分まで

（就労時間…１か月４８時間～１２０時間未満）

7:15	8:30		16:30～	18:15
早朝保育（保育料有）	原則的な保育時間（8:30～16:30）		延長保育（保育料有）	

【留意事項】

１）早朝保育については，標準時間の方で通勤の関係上やむを得ない場合にご利用が可能です。（就労証明にて就労状況を確認します。）

２）保育認定時間を過ぎてのお迎えの場合や短時間認定の方が早朝保育で預けられる場合には、延長料金が発生します。

３）保育の必要量の区分にかかわらず、保育施設を利用できる時間は、保護者の実情（就労や通勤時間）に応じた保育が必要とされる時間です。

５ 保育所へ入所できる児童

入所の前日には、上板町に住民登録され、世帯を有する家庭の児童で、保護者いずれもが、次の保育を必要とする事由に該当すること。

① 就労（フルタイム・パートタイム・夜間・居宅内労働など、基本的にすべての労働を含む）
② 妊娠・出産（産前産後８週のみ利用可能）
③ 保護者の疾病・障がい
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動（３か月以内）
⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑧ 虐待やＤＶのおそれがあること
⑨ 育児休業（継続利用が必要である場合。新規申込の児童は該当しません。）
⑩ その他、上記に類する状態として町が認める場合

６ 入所児童の対象年齢（※４歳児・５歳児は幼稚園になります。）

（０歳児） 令和８年４月２日以降に生まれた児童（生後６か月を経過した日の翌日）
（１歳児） 令和７年４月２日　～　令和８年４月１日までに生まれた児童
（２歳児） 令和６年４月２日　～　令和７年４月１日までに生まれた児童
（３歳児） 令和５年４月２日　～　令和６年４月１日までに生まれた児童

※年度途中で退所する場合は、退所する日の１０日前までに「保育実施解除通告書」を保育所へ提出してください。
※入所後、入所期間を満了した場合または、保育に必要性がなくなった場合、その月末をもって退所となります。

７ 年度途中の入所について

さくら保育所では、定員超過や保育士不足により０歳児の途中入所の受け入れが厳しくなっています。定員に余裕がある場合に限り、入所できます。

【育児休業復帰に伴う申込について … ０歳児・１歳児・２歳児】
育児休業を終え、年度途中で仕事に復帰する場合は、育児休業からの復職日が２０日までであれば前月の１日、２１日以降であれば当月の１日から就労での利用申込み可能ですが、受け入れ体制の関係で入所を待っていただく場合があります。また、利用開始月の変更について希望に添えないことがありますのでご了承ください。

※途中入所希望の方は、申請書を提出した時点では入所が決定していません。入所予定の前月に入所が決定した場合に限り、保育所より連絡をさせていただきます。

８ 保育所利用調整基準

保護者の利用希望が保育所の受入能力を上回り、全員の利用が困難である場合に、町があらかじめ定めた「保育所利用調整基準」に基づく優先順位にしたがって利用調整（選考）を行います。

保育を必要とする事由やその状況に応じた合計点数の高い世帯の児童から、優先順位を設定します。

９ 申し込みに必要な書類

（１）保育所入所申込書兼施設型給付費・地域型保育給付費支給申請書
（２）保育を必要とする事由を証明する書類（事由ごとに必要書類を提出）

保育を必要とする事由	必　要　書　類
就労 （会社員・自営業・パート 内職・農業など）	就労証明書
妊娠・出産	母子健康手帳の写し （出産予定日が記載されているページの写し）
疾病・障がい	診断書（医師による療養期間の記載があるもの）
介護・看護	病休・介護等要件に関する申立書と被介護者、看護者の診断書・介護、看護の状況等がわかる書類
災害復旧	罹災証明書等
求職活動	求職活動状況申立書（ハローワークの登録証の写し等を添付）
就学（職業訓練を含む）	在学証明書
虐待やＤＶなど	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書
育児休業（継続利用時）	就労証明書（育児休業記入欄の記載）または育児休業証明書又は育児休業期間のわかる証明書
その他	町が必要と認める書類（各事由ごと）

（３）個人番号（マイナンバー）の申告について（令和８年１月１日に上板町に住民票がなかった方）

①・②の書類をそれぞれお持ちください。

① 【番号確認のための書類一覧】・・・次に掲げる書類のうち、いずれか１点

個人番号カード（マイナンバーカード）
通知カード
個人番号が記載された住民票等

② 【身元確認のための書類一覧】

A 写真付身分証明書（１点で可）	B その他の本人確認書類（２点必要）
・個人番号カード ・運転免許証 ・住基カード ・運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 氏名、生年月日又は住所の記載があるもの	・各種健康保険被保険者証 ・各種共済組合の組合証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証又は特別児童扶養手当証 ・介護保険被保険者証 ・その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの

（注意）保護者の代理人（同一世帯の配偶者又は祖父母等）が申請書を提出する場合は、次の書類が必要です。

※ ①の書類は保護者（申請者）のもの

※ ②の書類は代理人のもの

１０ 利用者負担額（保育料）について

・３歳児（４月１日時点年齢）の保育料は無償です。

・０歳児～２歳児の保育料の算定について

平成３０年より子育て世帯の経済的負担軽減のため、上板町独自で保育料半額助成（所得制限なし）を行っておりますが、令和７年９月より徳島県の保育料助成事業の補助対象が、現行の第３子以降から第１子以降へと拡充され、世帯年収約６４０万円未満の世帯については、保育料が無償となりました。所得階層区分によっては、無償化の対象外となる方もいますが、町独自の半額助成は適用されます。

※　保育料は、保護者（父母等）の市町村民税所得割額の合算により決定します。ただし、生計中心者が祖父母の場合（税の扶養にとっている場合）は、祖父母等の税額で決定することもあります。

※　４月～８月の保育料（令和８年度市町村民税額で算定します。）

※　９月～３月の保育料（令和９年度市町村民税額で算定します。）

保育料算定書類が必要となる方

次の１～３に該当する方は、保育料を算定するために、１の該当の方は父母それぞれ下記の表中の書類、２・３に該当の方は所得申告が必要となります。

１　令和８年１月２日以降の転入者

転　入　日	必要な保育料算定書類
令和８年１月２日～ 令和９年１月１日	令和８年度所得課税証明書 （令和８年１月１日に居住していた市町村へ請求）
令和９年１月２日以降	令和８年度所得課税証明書 （令和８年１月１日に居住していた市町村へ請求） 令和９年度所得課税証明書 （令和９年６月１日以降に証明書が発行されます） （令和９年１月１日に居住していた市町村へ請求）

２　令和７年分・令和８年分の所得が未申告の方

未申告の年分の所得申告が必要です。

３　勤務先から上板町へ令和７年分・令和８年分の「給与支払い報告書」の提出がない方

就労中の方（手伝いを含む）で、勤務先から上板町税務課へ「給与支払い報告書」の提出がない場合は収入額にかかわらず、報告のない年分の所得申告をしてください。

保育料納入

毎月２５日　口座振替日となっています。（３月のみ１０日になります。）

（振替日が土・日・祝日となる場合は翌日となります。）

１１　保育時間（保育所開所時間）について

通常保育　　平　日　　午前７時１５分から午後６時１５分まで
　　土曜日　　午前７時３０分から午後５時まで

延長保育　　平　日　　午後６時１５分から午後７時まで

１２　延長保育について

保護者の通勤や勤務時間の関係、その他の事情により、通常の保育時間を超えて保育が必要な場合は、延長して午後７時まで保育をします。

延長保育時間　午後６時１５分から午後７時まで（月曜日から金曜日まで）
延長保育料　　１か月　２，０００円

１３　土曜保育について

保護者の勤務時間の関係で、土曜保育が必要な場合は、利用できます。

土曜保育時間　午前７時３０分から午後５時まで
（ただし、土曜保育就労証明書が必要です。）
※平日に休みがあり家庭で保育できる方については，お子さんとのふれあいを深めるためにもご家庭での保育をお願いします。

１４　給食について

０・１・２歳児は完全給食です。
３歳児は、主食費として毎月１，０００円、副食費２，０００円の負担が必要です。
（副食費については、多子世帯・生活保護世帯・ひとり親世帯等は免除）

１５　ならし保育について

初めての入所は、児童にとって心身ともに大きな負担となります。児童の情緒が安定し、集団生活が楽しく送れるようになるまで、ならし保育を行っています。１０日程度ですので、ご協力をお願いします。

１６ その他の手続き

年度途中に次のようなことが生じた場合は，届け出が必要です。

入所申込を取り下げるとき	保育所入所申込取下げ書
世帯の状況が変わったとき	住所・氏名・世帯状況変更、認定書
氏名が変わったとき	
住所が変わったとき	
町外へ転出したとき	保育所退所届、認定書
保護者の勤務先が変わったとき	保護者勤務先変更届
保育所を辞めるとき	保育所退所届、認定書
アレルギーになったとき	除去食証明書
アレルギーが治ったとき	除去解除申請書
感染症にかかった場合	登所証明書

※その他，家庭状況等に変更があった場合は、すぐ保育所に申し出てください。届出用紙は保育所にあります。

１７ その他注意事項

☆　入所申込みに関して電話等により聞き取り調査を行うことがあります。
☆　事実と異なる申し立てや届け出があった場合は、入所の取消し又は退所していただくことがあります。
☆　必要書類が提出されない場合は、入所できない場合があります。
☆　保育所の事や必要書類について不明な点は、保育所にご相談ください。

